

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 契約・調達委員会設置要綱

令和6年4月1日
理事会決定

(目的)

第1条 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）が行う契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、契約・調達委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、改善すべき点等があれば意見を述べる。

なお、当法人は、契約・調達行為の実施・決定にあたって、委員会の審査結果を尊重するものとする。

一 下表の契約・調達案件等（理事会の決議を経たものを除く。）に係る手続き（仕様書等の内容、契約方法及び予定価格の決定、特別契約の適否等）及び契約締結（契約先及び契約金額の決定等）に関する事。ただし、下表の規定にかかわらず、社会全般に影響を及ぼすおそれのある重要な案件等については、審査の対象とすることができる。

区分	審査対象
工事請負	予定価格 4千万円以上
委託、買入れ、借入れ、売払い、貸付け及びその他	予定価格 2千万円以上
収入案件（スポンサー契約関係）	全件

二 談合情報等公正な契約・調達を妨げるおそれのある場合への対応に関する事。

三 その他契約・調達に関する重要な事。

(組織)

第3条 委員会は、委員（委員長及び外部委員を含む。）及び事務局をもって組織し、それぞれ次に掲げる職に在任する者をこれに充てるものとする。

一 委員長：事務次長

二 委員：総務部長、企画部長、財務部長及び業務開発部長

三 外部委員：弁護士及び公認会計士

四 事務局：財務部契約・調達課

- 2 前項にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。この場合、臨時委員は、第8条の場合において、他の委員と同様に取り扱われるものとする。
- 3 前項のほか、委員長が認めるときは、当法人の職員又は当法人外の者を委員会に出席させ、案件等の説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長の職務及び代理)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、書面（電磁的記録を含む。以下同じ）の回議をもって委員会に替えることができる。
- 3 委員会は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数及び決議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席（オンラインによる出席を含む。）がなければ、決議（第2条各号に掲げる事項の審査に係る決定等）をすることができない。なお、委員は、委員会に出席できない場合は、書面による決議参加に代えること、または、代理を立てることができる。

- 2 委員会の決議は、出席委員（前項の書面による決議参加及び代理を含む。）の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、少なくとも外部委員1名の賛成がなければ可決の決議とすることができない。
- 3 第2項にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、委員の過半数が書面により賛成の意思表示をしたときは、その時点で可決の決議がされたものとみなすことができる。ただし、少なくと

も1名の外部委員の賛成がなければならない。なお、事後において全委員の賛否を確認するものとする。

(契約・調達会議)

第9条 委員会の下部組織として契約・調達会議（以下「会議」という。）を設置する。会議は、次に掲げる事項について審査を行う。

- 一 財務規程第32条、第33条、第34条並びに第35条第一号、第二号及び第四号に定める契約のうち、委員会の審査対象外となる契約・調達案件に係る手続（仕様書等の内容、契約方法及び予定価格の決定、特別契約の適否等）及び契約締結（契約先及び契約金額の決定等）に関すること。
- 二 指名競争入札に係るのうち指名業者等の選定に関すること。
- 三 契約変更に関すること。
- 四 その他委員会の所掌事項に属さない契約・調達に関すること。

2 会議は、それぞれ次に掲げる職に在任する者をメンバーとし、財務部長を議長とする。この他、議長が必要と認めるときは、臨時メンバーを置くことができる。

メンバー：財務部長、総務部総務課長及び総合調整課長、財務部予算課長及び会計課長

3 前項のほか、議長が認めるときは、当法人の職員又は当法人外の者を会議に出席させ、案件等の説明を求め、又は意見を聴くことができる。

4 会議の招集については、第7条を準用し、「委員会」を「会議」、「委員長」を「議長」と読み替えるものとする。

5 会議の定足数及び決議については、第8条（外部委員に係る規定を除く）を準用し、「委員会」を「会議」、「委員長」を「議長」、「委員」を「メンバー」と読み替えるものとする。

6 メンバーの除斥及び守秘義務については、それぞれ第4条及び第5条を準用し、「委員」を「メンバー」と読み替えるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部契約・調達課で処理する。

(謝礼金の支払)

第11条 外部委員、第3条第2項の臨時委員若しくは同条第3項の規定に基づく出席者又は第9条第2項の臨時メンバー若しくは同条第3項の規定に基づく出席者であって、委員会又は会議に出席した当法人外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。